

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する障害者雇用納付金関係の対策については、「東北地方太平洋沖地震に係る障害者雇用納付金の納付期限の延長等について」（平成23年3月15日付け職発0315第1号）により通知したところであるが、本日、別紙1のとおり、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成23年厚生労働省告示第66号）が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2及び3の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 納付期限の延長等関係

(1) 納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第62条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域（以下「指定地域」という。）内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成23年3月11日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者の雇用の促進等に関する法律第62条、国税通則法第11条）

(2) 延長後の納付期限について

指定地域に係る延長後の納付期限は、災害のやんだ日から2か月以内の日が定

められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(3) 督促状の送付等について

納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る督促状は、納付期限の延長の期間内は送付しないこと。

災害の発生した日の前日までに納付すべき納付金を延納している事業主に係る督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別紙2の「お知らせ」を必ず同封して送付すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」をホームページに掲載する、窓口に掲示・配布するなどにより事業主等への周知を図ること。

また、納付期限が延長された納付金にかかる納入告知書については、延長前の納付期限により作成し、当該納付金の納付期限が延長された旨の「お知らせ」(別紙2)を同封して送付すること。

2 個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置

指定地域外に主たる事務所の所在地を有する事業主であっても、障害者雇用促進法第62条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、納付金を納付すべき事業主の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、当該障害者雇用納付金の納付猶予を行うことができる。

3 相談等に係る対応について

被災に伴い、障害者雇用納付金に関する相談等で来所された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、納付期限の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。

○外務省告示第八十七号

平成二十三年三月四日にワガドウグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナ

- 1 援助の目的及び内容 千九百九十九年の食糧援助規約に開連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
2 贈与額 七億六千万円
3 贈与の供与期限 平成二十三年三月三十一日まで

○外務省告示第八十八号
平成二十三年三月八日にモンロビアで、リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与額 三億四百万円

○外務省告示第八十九号
平成二十三年三月八日にアディスアベバで、国道一号线アワシニ橋架け替え計画(詳細設計)のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 国道一号线アワシニ橋架け替え計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入
2 贈与の限度額 四千五百万円
3 贈与の供与期限 平成二十五年十月三十一日まで

署名者 岸野博之在エチオピア大使
エチオピア側 アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣
平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本 剛明

署名者 片上慶一在リベリア大使
イザベル・クロリー在リベリア事務所代表
平成二十三年三月二十四日 外務大臣 松本 剛明

○厚生労働省告示第六十五号

薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方(平成十八年厚生労働省告示第百八十五号)の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方(以下「旧薬局方」という。)に収められていた医薬品(この告示による改正後の日本薬局方(以下「新薬局方」という。)に収められていないものに限る。)であつて同日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの(同年三月三十一日において、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(平成六年厚生省告示第百四号)により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品(以下「承認を要しない医薬品」という。))を含む。)については、平成二十四年九月三十日まで

は、旧薬局方で定める名称及び基準(当該医薬品に関する部分に限る。)は新薬局方で定める名称及び基準とみなすことができるものとし、新薬局方に収められていない医薬品(旧薬局方に収められていたものを除く。)であつて平成二十三年四月一日において現に同項の規定による承認を受けている医薬品(承認を要しない医薬品を含む。)については、平成二十四年九月三十日までは、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

署名者 細川 律夫
(次のよう)は省略し、新薬局方の全文を厚生労働省医薬食品局審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

○厚生労働省告示第六十六号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)第百二十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九条(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第三十二条第一項(平成二十二年法律第十九号)以下「平成二十二年法律第十九号」という。)、以下「平成二十二年法律第十九号」という。第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。)、又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。)、第二条第八項の規定

によりその例によることとされる場合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第百二十三号)第六十二条及び労働保険の徴収に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)、第三十条失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の健康保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。)、第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。)、第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。)、の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一條及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十二年法律第十九号)及び厚生年金特例法に

基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。)、の事業主、当該地域に住所又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者(船舶保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。)、及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用

○農林水産省告示第六百四十八号
農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)第三十三条第一項及び第三十四条の三第一項の規定に基づき、昭和三十年十月一日農林省告示第七十八号(農業災害補償法施行規則)により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じ農林水産大臣が定める点数等を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

署名者 鹿野 道彦
(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。

Table with 2 columns: 指定地域 (Designated Area) and 農林水産省告示第六百四十九号 (Ministry Order No. 649). Rows list areas like 青森県, 岩手県, 宮城県, 福島県, 茨城県.

○農林水産省告示第六百四十九号
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第三条第二項の規定に基づき、同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項、地域を単位とした当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を次のように指定する。
平成二十三年三月二十四日 農林水産大臣 鹿野 道彦

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

東北地方太平洋沖地震による被害に対応するために、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に、主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの
- ② 平成23年3月11日以降に納付期限が到来するもの
(督促状の指定期限が平成23年3月11日以降である場合を含みます。)

2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から2ヵ月以内の日が定められますが、具体的な期限は、災害の復旧状況等を踏まえ、今後検討されることとなっており、後日、決定され次第お知らせいたします。

平成23年3月 日

【お問い合わせ先】

〇〇〇〇

Tel. 0000-00-0000